FOSTER

（証券コード：6794）

第82期定時株主総会招集ご通知

日 時 平成28年（2016年）6月23日(木) 午前10時

場 所 東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン昭和館2階 「シルバンホール」

目次

第82期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
　第１号議案　剰余金の配当の件
　第２号議案　監査役４名選任の件
事業報告 …… 10
　1. 企業集団の現況に関する事項
　2. 会社の株式に関する事項
　3. 会社役員に関する事項
　4. 会計監査人の状況
　5. 会社の体制及び方針
連結計算書類 …… 25
計算書類 …… 28
監査報告書 …… 32

フォスター電機株式会社

〈証券コード　6794〉
平成28年６月１日

株 主 各 位

東京都昭島市つつじが丘一丁目１番109号
フォスター電機株式会社
代表取締役社長　　吉　澤　博　三

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　この度の平成28年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、３頁から４頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、平成28年６月22日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後５時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都昭島市拝島町4017-3
　　フォレスト・イン昭和館　2階 「シルバンホール」

3. 会議の目的事項
報 告 事 項　1　第82期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2　第82期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　監査役４名選任の件

4．その他

(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

(2) 当日ご出席願えない場合は、当社の議決権を有する株主１名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(5) 当日、当社役職員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。

(6) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト（http://www.foster.co.jp/）にて、修正後の内容を開示いたします。

なお、英文による招集ご通知は（http://www.foster-electric.com/investors/meeting/index.html）に掲載しております。

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成28年 6 月23日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

場 所 東京都昭島市拝島町4017-3 フォレスト・イン昭和館

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年 6 月22日（水曜日）午後５時15分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（http://www.it-soukai.com/）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

行使期限 平成28年 6 月22日（水曜日）午後５時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

① インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

② パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

ご注意

① パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

③ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合せ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ	フリーダイヤル0120-768-524（平日 9：00～21：00）
上記以外の株式に関するお問い合わせ	フリーダイヤル0120-288-324（平日 9：00～17：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、企業価値の向上を経営課題とし、業績に対応した利益配分と長期的な視野に立った内部留保の充実との調和を図りながら、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、業績に対応した利益還元並びに株主の皆様のご支援にお応えするため、１株当たり25円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金１株当たり25円と合わせて、１株当たり50円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金　25円　　総額　　668,846,050円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　平成28年６月24日

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役　井野拓磨氏及び中本　攻氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、監査役　白須治雄氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。また監査体制の強化及び充実を図るため、社外監査役１名を増員することとし、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、猪熊　勉氏は辞任される白須治雄氏の補欠として選任し、その任期は当社定款第31条第２項の定めに従い、辞任された監査役の任期満了すべき時までとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 井野（いの）拓磨（たくま） （昭和20年７月25日生） 社外　再任 独立	昭和45年　4月　国税庁調査査察部調査課 平成12年　6月　国税庁徴収部長 平成13年　6月　関西国際空港株式会社常務取締役 平成16年　6月　宝酒造株式会社常勤監査役 平成17年　6月　同社常務取締役 平成22年　7月　井野拓磨税理士事務所開設（現任） 平成24年　6月　当社常勤社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 井野拓磨税理士事務所代表	2,500株

【社外監査役候補者とした理由】

井野拓磨氏は、長年にわたる税務行政及び企業経営に携わった豊富な経験と、その経歴を通じて培われた税務、財務及び会計に関する相当の知見を活かして当社の監査役監査体制及び監査の質の向上に貢献していただいております。また、経営からの独立性も高いと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 なか　もと　　おさむ 中　本　　攻 （昭和17年４月８日生） 社外　再任 独立	昭和49年 4月　弁護士登録 昭和50年 3月　濱田松本法律事務所所属 昭和56年 4月　同事務所パートナー 平成12年 6月　ＴＤＫ株式会社社外監査役 平成14年12月　森・濱田松本法律事務所パートナー 平成16年 6月　ＴＤＫ株式会社社外監査役辞任 平成19年 6月　三井倉庫株式会社社外監査役 平成20年 1月　中本総合法律事務所開設（現任） 平成20年 6月　当社社外監査役（現任） 平成21年 6月　ＴＤＫ株式会社社外監査役 平成24年 3月　バリューコマース株式会社社外監査役 平成26年 5月　株式会社柿安本店社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 中本総合法律事務所代表 株式会社柿安本店社外取締役	6,000株

【社外監査役候補者とした理由】
　中本　攻氏は、弁護士としての経験が豊富であり、特に企業経営及び国際商事取引に関する法律に相当の知見を有しておられます。また企業経営に係る法律の専門家としての立場から当社の社外監査役として法的アドバイス等適宜発言を行い、監査機能を十分発揮しております。なお、中本氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行され、監査の質向上に貢献されるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 すずき　たかし 鈴木　隆 （昭和37年９月15日生） 社外　新任 独立	昭和63年４月　弁護士登録　アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所）所属 平成８年１月　鈴木隆法律事務所開設 平成11年６月　濱田・松本法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）パートナー 平成15年９月　京総合法律事務所パートナー（現任） 平成18年10月　株式会社マネーパートナーズ（現　株式会社マネーパートナーズグループ）社外監査役 平成20年５月　マネーパートナーズ分割準備株式会社（現　株式会社マネーパートナーズ）社外監査役（現任） 平成27年６月　株式会社マネーパートナーズグループ社外取締役（監査等委員）（現任） 平成27年８月　タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員（現任） （重要な兼職の状況） 京総合法律事務所パートナー 株式会社マネーパートナーズグループ社外取締役（監査等委員） タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員	0株

【社外監査役候補者とした理由】

鈴木　隆氏は、弁護士としての経験が豊富であり、特に証券・金融及び企業法務全般に関する相当の知見を有しており、企業法務の専門家としての立場から、高度な法的アドバイスをいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、鈴木氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行され、監査の質向上に貢献されるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 猪熊（いのくま）　勉（つとむ） （昭和31年３月12日生） 新任	昭和54年 4月　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 平成17年 4月　当社入社 平成18年 7月　当社管理本部経営管理部長 平成23年10月　当社管理本部総務部長 平成25年 4月　当社管理本部経理部長（現任） 【監査役候補者とした理由】 猪熊　勉氏は、銀行及び当社経理部門で培われた財務・経理に関する専門的な知識を経営に活かしていただくことにより、当社経営の監督とチェック機能の強化が期待できると判断し、当社の監査役として選任をお願いするものであります。	100株

（注）１．上記各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者　井野拓磨氏、中本　攻氏及び鈴木　隆氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
３．井野拓磨氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
４．中本　攻氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
５．当社は、井野拓磨氏及び中本　攻氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
また、鈴木　隆氏及び猪熊　勉氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。
６．当社は、井野拓磨氏及び中本　攻氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、鈴木　隆氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

「ご参考」

当社の独立性判断基準

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

以上

（添付書類）

事業報告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、緩やかな回復が続いたものの、そのペースは鈍化し、先行き不透明感も増しました。米国では雇用環境の改善等により好調に推移し、欧州や日本も緩やかに回復しました。一方、中国では景気減速が顕著になり、他の新興国も資源価格の下落による打撃を受けました。また、昨年後半からは、こうした新興国経済減速の影響が先進国経済の下押し圧力につながってきました。

当社グループの属する電子機器・電子部品業界においては、総じてスマートフォン向け部品や車載向け部品がグローバル需要を牽引しました。しかしながら、第４四半期以降の業界を取り巻く環境は、スマートフォン向け部品の受注が鈍化したことや、為替が円高に転じて推移していることにより厳しさを増しました。また、薄型テレビ向けを含むＡＶ機器関連部品も引き続き苦戦を強いられました。

このような経営環境のもと、当社グループは、市場変化に対応した受注確保や資材費削減等の原価低減活動に注力しました。生産面では、生産性を高めるための工程改善、機械化・省力化を推進すると同時に、最適な生産体制の構築に向けて、中国及びベトナムでの工場の再編成に取組みました。さらにミャンマー・ティラワ工場では、平成27年12月より、スピーカ部品の生産を開始し、中国からアセアンへのシフトを推進しています。

以上の結果、当期連結業績における売上高は、前期比1.0％増の190,928百万円（前期売上高189,124百万円）となりました。営業利益は前期比6.2％増の10,351百万円（前期営業利益9,747百万円）、経常利益は前期比4.3％増の10,847百万円（前期経常利益10,398百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比40.7％増の6,833百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益4,858百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

音響部品・製品事業

薄型テレビ用スピーカ・スピーカシステムやオーディオ用スピーカの出荷が減少したことから当事業の売上高は、21,758百万円（前期比22.8％減）となりました。営業利益は、売上高の減少により1,201百万円（前期比28.5％減）となりました。

自動車用部品・製品事業

北米市場での需要が好調に推移したことから当事業の売上高は、65,039百万円（前期比9.3％増）となりました。営業利益は、中国での人件費上昇が抑制されたことやベトナム・バクニン工場の生産性が向上したこと等から3,623百万円（前期比63.3％増）となりました。

情報、通信機器用部品・製品事業

主力顧客向けヘッドセットの出荷は第４四半期に急減しましたが、昨年度に対して通期で円安であったことから当事業の売上高は、97,958百万円（前期比2.1％増）となりました。営業利益は、第４四半期に工場の稼働率が低下したことにより5,632百万円（前期比3.1％減）となりました。

その他事業

小型音響部品や「フォステクス」ブランドの製品を含むその他の売上高は、6,173百万円（前期比13.5％増）となりました。一方、円安に伴い国内向けの製品の収益性が悪化したことから、営業損失は106百万円（前期は営業利益44百万円）となりました。

（注）

音響部品・製品事業	オーディオ用及びテレビ用スピーカ並びにスピーカシステム、アンプ内蔵スピーカ、ヘッドホン等の製造・販売
自動車用部品・製品事業	車載用スピーカ及びスピーカシステム等の製造・販売
情報、通信機器用部品・製品事業	携帯電話用ヘッドセット及び小型スピーカ、業務用マイクロホン等の製造・販売
その他事業	「フォステクス」ブランドの製品の製造・販売及び警報音用等のブザー・サウンダ製品の製造・販売並びに物流サービス等の提供

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は5,843百万円で、主に中国やベトナム、ミャンマー等における生産設備に投資いたしました。

これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、緩やかな回復が続くものと見込まれます。但し、利上げ後の米国経済や減速感強まる中国経済の動向、加えて中東不安や英国のEU離脱を問う国民投票等、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループが属する電子部品業界については、自動車向け部品の需要が北米向けを中心に引き続き好調に推移すると見込まれますが、スマートフォン向け部品の需要は減速傾向にあります。一方、ウェアラブル、IoT、自動運転、ロボット、ドローン、AI（人工知能）、VR（仮想現実）等の技術革新が今後加速されると予測される中、これら新たな市場への取組みがより重要となってきています。

その中でも、当社グループは、次世代で注目される自動運転市場とVR（仮想現実）に焦点をあてたマーケティング活動を行っていきます。製品戦略としては、当社の強みをより活かすために、高付加価値の追求を図ります。加えて新たな技術の潮流をビジネスチャンスとして活かすために、音響信号と人とのインターフェース技術を発展させるとともに、新たな技術の開発と新規事業の創出を図ります。そして、音響技術をベースにさらなる信頼性向上につなげるために、品質経営を推進し、利益重視の長期成長を目指します。また、中期的な経営目標として連結ROE10%超を掲げて、資本効率を上げていきます。

以上を踏まえ、「業務品質向上の年」を社内スローガンとし、これまで当社の行ってきた企業体質の継続的改善活動をさらに進化させ改革を進めます。具体的な方策としては、「QMS及び業務品質向上の強力な推進」、「製造プロセスの強化」、「グローバル機能の強化」、「新商品及び新市場の開拓」を実行し、当社グループ全体のあらゆる業務の改革・改善に努めます。一方でCSR（企業の社会的責任）を念頭に置き、法令順守、環境及びリスク管理をグループ全体へ浸透させ、社会や市場の中で信頼され、必要とされる企業となるための努力を着実に続けていきます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成24年度 第 79 期	平成25年度 第 80 期	平成26年度 第 81 期	平成27年度 第 82 期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	143,542	167,640	189,124	190,928
経常利益(百万円)	5,316	6,327	10,398	10,847
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,333	2,321	4,858	6,833
1株当たり当期純利益(円)	142.91	99.50	206.18	255.44
総資産(百万円)	94,480	98,030	104,843	98,735
純資産(百万円)	42,624	48,604	64,944	67,017
1株当たり純資産(円)	1,722.91	1,944.73	2,279.32	2,350.26

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年９月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成24年度 第 79 期	平成25年度 第 80 期	平成26年度 第 81 期	平成27年度 第 82 期 (当期)
売上高(百万円)	111,419	121,761	134,350	139,060
経常利益(百万円)	917	1,256	4,101	2,942
当期純利益(百万円)	1,135	823	2,504	3,096
1株当たり当期純利益(円)	48.65	35.32	106.29	115.73
総資産(百万円)	58,034	54,764	57,807	56,151
純資産(百万円)	23,801	24,010	32,269	33,700
1株当たり純資産(円)	1,020.24	1,029.23	1,206.17	1,259.64

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当　社　の出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター運輸株式会社	百万円 40	100.0	運送業、倉庫管理及び車輌整備	東京都 昭島市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の販売	東京都 中野区
フォスター企業株式会社	百万円 71	100.0	金融事業	東京都 昭島市
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の製造・販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 30,000	(間接所有) 100.0	中国国内への「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の販売	中国
豊達電機(南寧)有限公司	千人民元 91,316	(間接所有) 100.0	「情報、通信機器用部品・製品」の製造	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の製造	中国
豊達電機(崇左)有限公司	千人民元 11,000	(間接所有) 100.0	清算手続中	中国
豊達電機台湾股份有限公司	千ニュー台湾ドル 50,000	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の販売	台湾
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 2,550	(間接所有) 100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の製造	インドネシア
ミャンマー フォスター エレクトリックCo.,Ltd.	千米ドル 2,356	(間接所有) 100.0	清算手続中	ミャンマー
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 3,000	(間接所有) 100.0	「音響部品・製品」の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック IPO(タイランド)Ltd.	千タイバーツ 3,500	(間接所有) 100.0	「自動車用部品・製品」の販売	タイ

会　　社　　名	資本金	当　社　の出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	「音響部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	「情報、通信機器用部品・製品」の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 1,000	(間接所有) 100.0	「情報、通信機器用部品・製品」の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ユー.エス. エー.), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の輸入販売	ドイツ
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の製造・販売	韓国
ESTec Electronics (JIAXING)Co.,Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の製造・販売	中国
ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.	千米ドル 700	(間接所有) 64.1	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の販売	マレーシア
ESTec VINA Co.,Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	「情報、通信機器用部品・製品」の製造・販売	ベトナム
ESTec Corporation (Cambodia)Ltd.	千米ドル 3,000	(間接所有) 64.1	「音響部品・製品」、「情報、通信機器用部品・製品」の製造・販売	カンボジア
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	「音響部品・製品」、「自動車用部品・製品」の輸入販売	アメリカ

(注) 1. 平成27年５月、ESTec VINA Co.,Ltd.は、3,000千米ドル増資を行い、資本金が9,020千米ドルになりました。
2. 平成27年６月、ESTec Corporation(Cambodia)Ltd.は、1,000千米ドル増資を行い、資本金が3,000千米ドルになりました。
3. 平成27年10月、ミャンマー フォスター エレクトリックCo.,Ltd.の解散を決定しました。
4. 平成27年12月、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.は、5,000千米ドル増資を行い、資本金が8,000千米ドルになりました。
5. 平成28年３月、豊達電機（崇左）有限公司の解散を決定しました。
6. ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.、ESTec VINA Co.,Ltd.、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.、ESTec Corporation(Cambodia)Ltd.、ESTec America Corporationの株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。

(6) 主要な事業内容

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の営業所

名称	所在地
本社	東京都昭島市
関西営業所	大阪府大阪市
宮沢オフィス	東京都昭島市
静岡オフィス	静岡県静岡市

② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 **(5) 重要な子会社の状況**をご参照ください。

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数(名)	前期末比増減(名)
49,266	5,981減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 上記の使用人数にはフォスター エレクトリックCo.,(ホンコン) Ltd.が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数5,668名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
458	6増	43.6	16.3

(注) 使用人数には、臨時雇用者(パートタイマー等)を含みません。
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は89名であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,946
株式会社三井住友銀行	1,721
株式会社みずほ銀行	938

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 26,931,051株 （自己株式 177,209株を含む）

(3) 総株主の議決権の数 267,451個

(4) 株主数 5,381名 （前期末比 410名減）

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,704	6.36
株式会社みずほ銀行	1,016	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,001	3.74
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	956	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	946	3.53
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	945	3.53
ゴールドマンサックスインターナショナル	752	2.81
チェース マンハッタン バンク ジーティーエスクライアンツ アカウント エスクロウ	699	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・ＴＤＫ株式会社退職給付信託口）	587	2.19
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	580	2.17

（注） 1. 上記大株主の持株数は平成28年３月31日現在の株主名簿上の持株数でありますが、退職給付信託の設定等に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
（三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口） 587千株

なお、その議決権行使の指図権は委託者であるＴＤＫ株式会社が留保しております。

2. 持株比率は自己株式（177,209株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉　澤　博　三	代表取締役社長	
成　川　　敦	専 務 取 締 役　社長補佐	
岸　　和　宏	常 務 取 締 役　ＭＡ事業本部長	
呂　　三　鉄	取　　締　　役　東南アジア生産統括	フォスター エレクトリック Co.,（ホンコン）Ltd. 取締役社長 豊達音響(河源)有限公司 董事長
白　川　英　俊	取　　締　　役　ＳＰ事業本部長	
松　本　　実	取　　締　　役	松本実公認会計士事務所所長 三信電気株式会社社外監査役 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員）
松田　千恵子	取　　締　　役	首都大学東京都市教養学部教授兼同大学院社会科学研究科教授 サトーホールディングス株式会社社外監査役 日立化成株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外監査役
井　野　拓　磨	常 勤 監 査 役	井野拓磨税理士事務所代表
中　本　　攻	監　　査　　役	中本総合法律事務所代表 株式会社柿安本店社外取締役
白　須　治　雄	監　　査　　役	

（注）1. 松本　実氏及び松田千恵子氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 井野拓磨氏及び中本　攻氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役井野拓磨氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動
・平成27年６月23日開催の第81期定時株主総会において、成川　敦氏、松本　実氏、松田千恵子氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
・東　泰雄氏、長澤輝重氏、松本　香氏は、平成27年６月23日開催の第81期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
5. 取締役呂　三鉄氏は、平成28年４月１日付で常務取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　10名　　166百万円（うち社外取締役　3名　　11百万円）
監査役　 3名　　 40百万円（うち社外監査役　2名　　27百万円）

(4) 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏　　名	兼職の状況
取締役	松本　実	松本実公認会計士事務所所長 三信電気株式会社社外監査役 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員）
取締役	松田千恵子	首都大学東京都市教養学部教授兼同大学院社会科学研究科教授 サトーホールディングス株式会社社外監査役 日立化成株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外監査役
監査役	井野拓磨	井野拓磨税理士事務所代表
監査役	中本　攻	中本総合法律事務所代表 株式会社柿安本店社外取締役

（注）　各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏　　名	主な活動状況
取締役	松本　実	平成27年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	松田千恵子	平成27年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に出席し、経営者としての豊富な経験と大学教授としての専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	井野拓磨	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会８回のうち８回に出席し、主に税務行政や企業経営を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	中本　攻	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会８回のうち７回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　37百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　42百万円

（注） 1.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務に対し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム整備の基本方針）

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針について決議していますが、その概要は以下のとおりであります。

[1] 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制［コンプライアンス体制］

① コンプライアンス体制の基礎として、企業理念を表す「フォスターグループ ＣＳＲ憲章」、企業倫理基準「フォスターグループ 企業行動要綱」及び社員行動基準「フォスターグループ 社員行動規範」を策定しており、役員を含む当社全社員より規範順守の誓約書提出を得ています。また、代表取締役社長を最高責任者、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンス体制の整備・向上に努めています。

② 内部監査部門として、社長直属の「監査室」が通常の執行部門から独立して置かれ、内部統制システムの維持、向上を図っています。

③ 取締役は、グループ会社を含めて、重大な法令違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する重要な事実・事案を発見した場合には、直ちに監査役または監査役会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとします。

④ 「内部通報取扱規程」及び当該「運営要領」に基づいて、法令や社内規程違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報・相談体制及び窓口として「ホットライン」（監査室長及び顧問弁護士が担当）、「ヘルプライン」（人事担当男女各１名が担当）が常設されています。

⑤ 監査役は、グループ会社を含めて、法令順守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると認めた場合は、遅滞なく担当の取締役及び代表取締役に意見を述べるとともに、その改善を求めることができます。

⑥ 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会にて「財務報告に係る内部統制」の体制整備・充実を図るとともに、社長直属の「内部統制室」が体制・推進方法に対して審査を行うことにより、適法性を担保しつつ、効率的で健全かつ透明性の高い経営に努めています。

[2] 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制［文書等管理及び情報開示］

① 取締役の職務執行に係る情報の保存、廃棄及び管理については、「標準化委員会」等が設置され、社内文書管理規則である「文書管理標準」や「企業秘密保護・管理規程」、「個人情報保護・管理規程」等に定められた保存媒体によって、法令あるいは社内規則に応じて定められた保存期間中、検索可能な状態で適切に維持管理しています。

② 情報開示については、「内部情報管理及びインサイダー取引防止規程」及び「適時情報開示及び情報開示委員会規程」を定め、「ディスクロージャーポリシー」を当社ウェブサイトに掲載して、決算短信等の早期かつ適正開示に努めています。更には必要に応じて任意の積極的な情報開示をスピーディかつタイムリーに行って、経営のアカウンタビリティと透明性向上に努めています。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制［リスク・危機管理］

① 当社は、各部門において、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理及び個々のリスクについての対応体制を整えています。

② リスク・危機管理体制の基礎として、「リスク・危機管理規程」を定め、各部門における個々のリスクについて部門長を「リスク・危機管理責任者」に指定し、同規程に従ったリスク管理体制である「リスク・危機管理委員会」（委員長は代表取締役社長）を設置しています。重大なリスクが具現化し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長等を本部長とする危機対策本部を開設し、事務局や特別室あるいは情報連絡チーム、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織して迅速な対応を行い、被害を最小限に止め、可能な限り短期間で原状回復する体制を整えて、損害の拡大を防止します。

[4] 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制［効率性］

① 取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、「取締役会規則」に則り、取締役会を月１回定時及び臨時に開催して、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行を審議・決定し、その執行に当たっては、事前に代表取締役・役付取締役・上席執行役員・常勤社外監査役等によって構成される「常務会」における討議を経て執行決定を行うものとしています。

更に意思決定の実効の迅速化と意思統一のため、各事業本部の業務執行に係る報告・検討を行う機関として、社長以下、本部長（兼務取締役、執行役員等を含む）を主体とする「経営会議」や「本部長会議」等を開設しています。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会において業務執行取締役、使用人兼務取締役や執行役員とその担当業務を選定しており、また「組織規程」、「稟議規程」、「職務分掌・職務権限規程」等において、それぞれの責任者とその権限・責任、執行手続きについて定めています。

③ グループ全体としては、連結経営の推進のために年２回にわたり国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」や海外各社の経営責任者をメンバーとして各社の予算を審議する「グローバル予算会議」、営業・技術・品質・製造に係るグローバル戦略会議等を開催して、グループの方向性を確認し連携強化を期しています。

[5] 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、基本的にグループ企業すべてに適用する行動指針として、「フォスターグループ ＣＳＲ憲章」、「フォスターグループ 企業行動要綱」及び「フォスターグループ社員行動規範」を制定し、これを基礎としてグループ各社においてその実状・国情に沿ってアレンジし、関連諸規範・諸規程を定めることとします。

経営管理については、毎年グループを含めた経営方針・基本方針を定めるとともに、「グループ会社管理運営規程」を制定して、グループ会社に対する管理の基本方針及び基本事項を定めています。本規程に従い、グループ会社は自らの自主性・独立性を保持しつつ、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じて当社はモニタリングを行います。

② グループ会社及びその役職員は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反があり、その他コンプライアンス上問題があると思料される重要な事実・事案（例えば、当社及びグループ会社との間における利益の付替え、損失の飛ばし等、グループ会社を利用したり、グループ会社に指示して行う違法または不適切な取引や会計処理等）を認識したり発見した場合には、速やかに当社主管部門、内部監査部門、コンプライアンス委員会あるいは直接「ホットライン」や監査役に報告するものとします。

③ 上記の違法または不適切な取引や会計処理を防止するため、内部監査部門及びコンプライアンス委員会等は、グループ会社の内部監査部門（定められている場合）、監査役や会計監査人またはこれに相当する部署・役職員と必要な情報交換を行うものとします。

④　各グループ会社において、その実状・国情に沿って、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整えるものとします。

[6] 監査役に係る内部統制に関する事項

①　監査役監査は、当社「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び各年度監査方針、監査計画に基づき実施されており、当社各部門・事業所、グループ会社に関する監査結果は、「業務監査報告書」としてまとめられ、経営改善に寄与すべく、速やかに代表取締役や取締役をはじめとする関係者に対して、提出・回覧されています。

また、監査の実効性・効率性を確保するため、内部監査部門及び会計監査人との意見交換や協力・協働体制（三様監査）の強化に努めています。

監査役会は、監査の実施に当たり必要と認めたときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他を外部アドバイザーとして起用することができます。

②　当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項及び時期等について定める「監査役への報告に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等は当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にそのつど報告するものとします。更に、監査役は必要に応じて随時これらの者に対して報告を求めることができます。

③　監査役は、上記規程により、株主総会、取締役会はもちろん、常務会、経営会議、国内グループ会社会議、グローバル予算会議その他の重要な会議や各委員会に社内情報の聴取を行うため、出席しています。

④　現状においては、専任の監査役補助者は置いておらず、法務部門のスタッフが監査役の職務を一部兼任補助しています。

監査役から監査業務に関する指示・命令を受けた監査役補助者は、その指示・命令については取締役からの指揮命令を今後も受けないものとします。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等については、人事担当役員が監査役と事前に協議を行うものとします。

⑤　社内通報制度を規定する「内部通報取扱規程」に基づく通報窓口「ホットライン」及び「ヘルプライン」の担当者は、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な通報・報告･相談体制を確保し、社内通報制度による通報の状況を定期的に監査役に報告します。

[7] 不利益な取扱いの禁止

当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等が社内通報制度の利用を含む前項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。

[8] 監査役の職務執行について生ずる費用または償還の処理

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

[9] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　当社は、「フォスターグループ 企業行動要綱」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対処し、一切関係を持たないこと」を明言し、これを基本方針としています。

② 反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力による被害防止・対策規程」を設け、対策責任者を定めて反社会的勢力に組織的に対処できる体制を整備するとともに、「フォスターグループ 社員行動規範」にて反社会的勢力との関係遮断をグループ内の役職員に周知徹底しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

当社は、社員行動基準「フォスターグループ 社員行動規範」を策定し、役員及び社員に周知・徹底するために、本社員行動規範に関わる社内研修や社外の講師（弁護士）を招聘したコンプライアンス研修に加えて、社員を対象としたコンプライアンスに関するテストを実施しています。また、当社及びグループ会社の役員及び社員を対象として、顧問弁護士及び社内において独立性の高い監査室を窓口とする「ホットライン」を設け、内部通報窓口として機能させることによって、コンプライアンス違反等の未然防止、早期発見及び是正に努めています。

(職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況)

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む全監査役（３名）も出席しています。取締役会は、定時及び臨時に計13回開催され、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行について監督を行い、活発な意見交換によって、職務執行の適正及び効率性の確保に努めています。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

当社は、リスク・危機管理委員会を設置し、チェックリストを用いてグループ全体に対してリスクの抽出・分析及び分析結果に基づく対策を講ずるよう運営を進めています。また、リスク・危機管理委員会を開催し、グループ全体のリスク管理に関わる重要事項を審議し、リスク管理体制の強化に努めています。

(当社グループ会社における業務の適正の確保に対する取組みの状況)

当社グループにおきましては、国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」、各事業本部及び海外グループ会社の業務執行・財務情報に係る討議を行う「経営会議」及び各海外グループ会社の予算を審議する「グローバル予算会議」等を定期的に開催して、グループ間の連携強化と情報共有化を図り、グループ全体の業務の適正の確保に努めています。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み状況)

監査役会は、社外監査役２名を含む３名で構成されています。監査役会は８回開催し、監査に関する重要な事項について審議し、決議を行っています。

監査役は、定期的に代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、監査室及び内部統制室と個別または合同で会議を開催し、それぞれ意見交換を行うことによって監査の実効性を高めています。また、取締役会、常務会だけでなくその他重要な会議や各委員会にも出席しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、現時点では会社の支配に関する基本方針は特に定めていません。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**69,959**	**流動負債**	**29,111**
現金及び預金	16,519	支払手形及び買掛金	13,021
受取手形及び売掛金	23,880	電子記録債務	75
電子記録債権	564	短期借入金	2,236
有価証券	1,951	１年内返済予定の長期借入金	5,093
製品	15,478	未払金	4,045
原材料	6,602	未払法人税等	694
仕掛品	1,230	未払費用	1,782
貯蔵品	203	繰延税金負債	164
短期貸付金	3	賞与引当金	598
未収入金	932	その他	1,400
繰延税金資産	592	**固定負債**	**2,605**
その他	2,378	長期借入金	1,432
貸倒引当金	△378	繰延税金負債	545
固定資産	**28,775**	退職給付に係る負債	180
有形固定資産	**21,995**	役員退職慰労引当金	48
建物及び構築物	9,636	資産除去債務	231
機械装置及び運搬具	7,160	その他	168
工具器具及び備品	2,711	**負債合計**	**31,717**
土地	1,102	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	1,385	**株主資本**	**60,954**
無形固定資産	**1,534**	資本金	6,770
ソフトウェア	352	資本剰余金	9,372
借地権	1,075	利益剰余金	44,944
その他	106	自己株式	△133
投資その他の資産	**5,245**	**その他の包括利益累計額**	**1,924**
投資有価証券	3,339	その他有価証券評価差額金	891
長期貸付金	30	為替換算調整勘定	1,479
長期前払費用	518	退職給付に係る調整累計額	△446
退職給付に係る資産	575	**非支配株主持分**	**4,138**
繰延税金資産	424	**純資産合計**	**67,017**
その他	366		
貸倒引当金	△9		
資産合計	**98,735**	**負債及び純資産合計**	**98,735**

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		190,928
売上原価		163,876
売上総利益		**27,052**
販売費及び一般管理費		16,701
営業利益		**10,351**
営業外収益		
受取利息	123	
受取配当金	66	
為替差益	280	
雑収入	601	1,072
営業外費用		
支払利息	121	
雑損失	454	576
経常利益		**10,847**
特別利益		
固定資産売却益	168	
受取補償金	551	719
特別損失		
減損損失	732	
特別退職金	845	1,578
税金等調整前当期純利益		**9,989**
法人税、住民税及び事業税	2,848	
法人税等調整額	△238	2,610
当期純利益		**7,378**
非支配株主に帰属する当期純利益		544
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,833**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	6,770	9,372	39,528	△133	55,538
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,417		△1,417
親会社株主に帰属する当期純利益			6,833		6,833
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,416	△0	5,415
平成28年3月31日残高	6,770	9,372	44,944	△133	60,954

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,141	4,477	△176	5,442	3,963	64,944
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,417
親会社株主に帰属する当期純利益						6,833
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△249	△2,998	△270	△3,518	175	△3,343
連結会計年度中の変動額合計	△249	△2,998	△270	△3,518	175	2,072
平成28年3月31日残高	891	1,479	△446	1,924	4,138	67,017

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**35,295**	**流動負債**	**20,890**
現金及び預金	4,579	買掛金	14,504
受取手形	80	短期借入金	177
電子記録債権	393	1年内返済予定の長期借入金	5,000
売掛金	17,611	未払金	533
製品	5,942	未払法人税等	47
原材料及び貯蔵品	247	未払費用	154
前払費用	59	前受金	6
短期貸付金	5,411	預り金	26
未収入金	648	賞与引当金	435
未収還付法人税等	206	その他	5
繰延税金資産	225	**固定負債**	**1,560**
その他	1	長期借入金	750
貸倒引当金	△111	繰延税金負債	579
固定資産	**20,856**	資産除去債務	231
有形固定資産	**4,353**	**負債合計**	**22,451**
建物	3,219	**（純資産の部）**	
構築物	57	**株主資本**	**32,820**
機械及び装置	521	資本金	6,770
車両運搬具	7	資本剰余金	9,372
工具器具及び備品	270	資本準備金	6,896
土地	277	その他資本剰余金	2,476
無形固定資産	**166**	利益剰余金	16,810
ソフトウェア	147	利益準備金	373
その他	19	その他利益剰余金	16,436
投資その他の資産	**16,336**	特別償却準備金	35
投資有価証券	2,943	別途積立金	4,700
関係会社株式	12,349	繰越利益剰余金	11,701
前払年金費用	956	自己株式	△133
その他	125	**評価・換算差額等**	**880**
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	880
関係会社投資損失引当金	△29	**純資産合計**	**33,700**
資産合計	**56,151**	**負債及び純資産合計**	**56,151**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		139,060
売上原価		133,055
売上総利益		**6,005**
販売費及び一般管理費		5,707
営業利益		**297**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,917	
雑収入	19	2,936
営業外費用		
支払利息	44	
為替差損	227	
雑損失	19	291
経常利益		**2,942**
特別利益		
受取補償金	551	551
税引前当期純利益		**3,493**
法人税、住民税及び事業税	303	
法人税等調整額	93	397
当期純利益		**3,096**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年４月１日残高	6,770	6,896	2,476	9,372
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
平成28年３月31日残高	6,770	6,896	2,476	9,372

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日残高	373	41	4,700	10,016	15,132	△133	31,142
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩		△5		5	―		―
剰余金の配当				△1,417	△1,417		△1,417
当期純利益				3,096	3,096		3,096
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	―	△5	―	1,684	1,678	△0	1,678
平成28年３月31日残高	373	35	4,700	11,701	16,810	△133	32,820

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	1,127	1,127	32,269
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△1,417
当期純利益			3,096
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△247	△247	△247
事業年度中の変動額合計	△247	△247	1,430
平成28年3月31日残高	880	880	33,700

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２８年５月１１日

フォスター電機株式会社
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　勝　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１１日

フォスター電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津田良洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐勝彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第８２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第８２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年5月１６日

フォスター電機株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）井　野　拓　磨 ㊞

社外監査役　　中　本　　攻 ㊞

監　査　役　　白　須　治　雄 ㊞

以　上

第82期定時株主総会
会場ご案内図

開催日時

平成28年6月23日（木）

午前10時 開会

（受付開始予定：午前9時）

会場

東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン昭和館２階
「シルバンホール」



●議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

●本招集ご通知をご持参ください。



交通のご案内

●JR東日本　青梅線昭島駅より徒歩約７分
　※「昭島駅」北口よりシャトルバスを運行しております。
　（昭島駅発９時10分、40分）

●お車で中央自動車道「八王子IC」より約20分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。